

## 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬および旅費（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員がその職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として1日につき3,000円を支給する。評議員が、評議員会への出席を除くその他業務に従事したときも同様とする。

(旅費)

第3条 前条後段の場合において、市外への旅行が伴うときは、本会旅費規程に準じて、旅費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。
- 2 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会費用弁償規程は、廃止する。